

10

基発 0417 第 10 号

令和 5 年 4 月 17 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」
の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策については、東京電力及び元方事業者が実施すべき事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」（平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号。以下単に「ガイドライン」という。）を定め、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図っているところです。

今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号）が令和 5 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、ガイドラインを改正いたしました。

つきましては、貴団体会員に対し周知いただくとともに、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。

ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。